

3教保第240-13号
令和3年9月22日

各県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症における「感染拡大防止集中対策期」への移行を受けた学校の対応について（9月25日～30日）

県内にける新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、本日行われた第76回香川県新型コロナウイルス対策本部会議にて、「感染拡大防止集中対策期」への移行が決定しました。

ただし、9月25日～30日の間、「まん延防止等重点措置の実施期間」中であることから、学校における感染症対策については、令和3年9月9日付け3教保第240-12号で示した感染症対策を徹底してください。

なお、本通知により、文部科学省が示す学校の行動基準は、「レベル2」を継続することを申し添えます。



3教保第240-12号
令和3年9月9日

各県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態対策期及びまん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（9月13日～30日）

この度、「緊急事態対策期」と「まん延防止等重点措置の実施期間」の延長が決定しました。それに伴い9月13日～30日の間、県内の学校において、特に対応いただきたい点をまとめました。新学期を迎えること、また、県内において感染力の強いデルタ株が主流となっていること等から、各校においては、迅速な対応がとれるよう、校内外の連絡体制や感染症対策を今一度確認し、保護者と一層の連携を図り、感染症対策の徹底をお願いします。

なお、本通知により、文部科学省が示す学校の行動基準は、「レベル2」を継続することを申し添えます。

記

1 県立中学校及び高等学校における時差登校の実施と授業時間の短縮

県立中学校及び高等学校においては、生徒の登校時間帯がいわゆる通勤ラッシュの時間帯と重ならないよう、生徒が利用する公共交通機関の状況等各学校の実情に応じて、原則として、始業時刻を30分程度遅らせることを検討すること。この時、授業時間の短縮等により、下校時刻は遅くならないようにすること。

※ 特別支援学校においては、上記の趣旨に鑑み、各校の実状を踏まえ、登下校の方法を工夫すること。

2 児童生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- ・ 風邪症状等がなかったか土日等授業日以外を含めた毎日の健康観察を家庭で行うことができるよう、健康観察表を改善し、活用すること。
- ・ 本人やその家族に風邪症状等がある場合は、登校や出勤を控えるよう、周知徹底し、出席停止扱いとする等柔軟な対応をとること。
- ・ 登校時の健康観察（検温結果及び健康観察票等の確認）を、できれば教室に入る前に確認すること。特に、夏季休業明けは担任を中心に健康観察を徹底し、校内で情報を共有する等、新型コロナウイルス感染症だけでなく、様々な理由で心身の不調を訴える児童生徒の早期発見と対応に努めること。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援ができるよう、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。

- ・ 感染の判明や濃厚接触者の特定等により、部活動の試合に出場できなかつたり、学校行事が延期になったりすることで、一部の児童生徒に非難が集中し、いじめや差別を受けることがないように、適切に指導すること。
- ・ コロナワクチン接種は、児童生徒や保護者の希望によって行われるものであり、接種・未接種の意思がともに尊重されるようにすること。特に、接種・未接種の児童生徒が判別されることのないように注意すること。
- ・ ワクチン接種による欠席や副反応による体調不良等で欠席した場合は、出席停止とする等、本人に不利が生じないように、柔軟に対応すること。

3 児童生徒及び教職員が感染者及び濃厚接触者、接触者に特定された場合の対応

下記に該当する場合、本人や保護者から学校に速やかに連絡をするよう、協力依頼をし、学校は連絡体制を整備しておくこと。

(1) 感染者と判明した場合

(2) 濃厚接触者及び接触者に特定された場合

※ (1) 及び (2) に該当した場合、速やかに管理職を中心とした関係職員と情報共有を図ったうえで、担当課へ連絡すること。

※ 状況により、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行う場合は、様式⑤を保健体育課へ提出すること。

※ (2) の検査結果を必ず報告すること。

※ 濃厚接触者や接触者に特定されたり、陽性が判明したりした場合は、速やかに担任や顧問等に報告するよう、周知すること。

4 各教科や特別活動等における感染対策

(1) 各教科における対応

- ・ 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」は、最少人数や短時間での活動、人との距離の確保等、学習方法を工夫しながら、感染対策を徹底した上で行うこと。
- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはさせず、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

(2) 特別活動等についての対応

- ・ 文化祭を実施する場合は、非公開とし、自校の生徒・教職員のみ参加とすること。
- ・ 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、実施しないこと。
- ・ 宿泊を伴わない活動においても、感染状況に鑑み、実施の可否を慎重に検討するとともに、事前指導も含め、感染症対策を徹底すること。
- ・ 五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団学習は、宿泊・日帰りともに受入れを行わない。

5 部活動

(1) 実施の可否について

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	×
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	

<アにおける留意点>

- ・ 校長が認めている県内の部活動指導員や外部指導者等の参加は可。
- ・ 複数校から構成される合同チームとして活動をしてきた実績があり、合同でないと活動が難しい場合のみ、活動を認める。
- ・ 校外での練習は可とするが、自校以外の児童生徒との交流がないようにすること。
- ・ 卒業生、クラブチーム、学生（小・中・高・大学生等）、一般との交流は不可。
- ・ 休業日に活動を行う場合は、昼食を挟む活動は認めない（午前または午後のみとする）。
- ・ 準備や片付けも含めて、できる限り短時間で効率的に行うこと（平日2時間、休業日3時間まで）。

<エにおける留意点>

- ・ 全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加は可とするが、大会等の出場のみとする（大会前後の交流は禁止）。
- ・ 生徒及び教職員が県外で活動した場合及び県外からのチーム等と活動した場合は、帰県後または活動終了後、14日間は行動記録をとること。

(2) 実施上の留意点について

- ・ 顧問による活動開始前の健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、参加させないことを徹底すること。
- ・ 日常の活動については、校長が顧問等から活動計画等を提出させ、最新の感染状況や教師に係る負担等も含めて、学校として組織的に活動の可否を判断すること。
- ・ 大会参加等については、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- ・ 参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。

- ・ 主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。
- ・ 活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。
- ・ 感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行うこと。
- ・ 用具等については、可能な限り共有を避けること。
- ・ 部室等の利用については、15分以内の短時間の利用とし、人との距離が最低1メートル確保できるようにし、一斉に利用しないこと。

(3) 文化部活動においては上記に加え、特に次の点に注意すること。

- ・ 定期演奏会等を開催する場合は、香川県高等学校文化連盟及び香川県教育委員会が策定した「定期演奏会等の開催にあたっての留意点について（9月13日～30日）」（令和3年9月9日策定）を遵守すること。
- ・ 合唱等を行う場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日 文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）等を遵守すること。

6 その他

- ・ 香川県作成の「新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針」や香川県教育委員会作成「学校における感染症予防対策ガイドライン ver.3」に示されている内容を確認し、留意すること。
- ・ 昼食時等、食事の前後での手洗いを徹底し、一方向を向いて食事をする、食事中は会話をしない等、飛沫を飛ばさない対策を徹底すること。
- ・ 授業及び部活動終了後は、児童生徒間で会食をせず、速やかに帰宅するよう、周知すること。
- ・ マスクの着脱については、これまでの通知を遵守し、健康状態等様々な理由でマスクを着用するまたはできない児童生徒に対して、いじめや差別を受けることがないように、適切に指導すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による出席停止及び臨時休業中は、自宅待機をするよう、保護者に協力依頼をすること。また、その間、発熱等の風邪症状がある場合は、速やかに病院受診をし、主治医に身近な人が感染している旨を伝えるよう、周知しておくこと。
- ・ 本通知に示していない感染症対策についても、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」を参照し、全教職員が対応に当たるとともに、教職員も自身の健康観察に努めること。
- ・ 濃厚接触者及び感染者やその家族等はもちろんのこと、県外等校区外からの転入生等が、不当な理由でいじめや差別を受けることがないように、人権に最大限配慮するとともに、該当の児童生徒及び教職員が学校に復帰しやすいよう、環境を整えること。